

福井県水産試験場の施設使用に係る運用規程

1 適用範囲

この規程は、水産試験場企画・先端研究室が事務を所掌するふくい水産振興センター（以下、「センター」という。）が行う企業との共同研究に適用する。

2 施設使用契約の締結

センターとの共同研究に際し、企業が水産試験場の施設を使用する場合は、施設使用契約を締結する。

3 使用料の算定方法

使用料は以下の算定方法に基づき決定する。

$$\text{使用料} = \text{保守管理・修繕費} + \text{光熱水費} + \text{消耗品・原材料費} + \text{消費税}$$

$$\text{保守管理・修繕費} = \text{購入価格} \div (\text{耐用年数} \times \text{年間使用月数})$$

$$\text{光熱水費 (電気料)} = \text{電気料単価} \times \text{電気量 (kWh)} \times \text{基準水量}$$

※ 基準水量は1か月あたり 水槽容量 (トン) × 100 とする。

$$\text{消耗品・原材料費} = \text{使用機器における時間当たりの消耗品・原材料費}$$

$$\text{消費税} = \text{上記 3 つの項目に対する消費税分を加算}$$

なお、企業が独自に機械、機具等の設備を持ち込み使用する場合は、当該設備の電気料を別途徴収する。

さらに、水産試験場敷地内において企業が施設（建物及び設備）を整備する場合は、その維持運営に要する経費（光熱水費、火災保険、修繕費等）は全て企業自らが負担するものとする。

4 使用料の免除

下記に該当する場合は、使用料の全部または一部を免除することができる。

(1) ポンプ類など設備の故障により、研究が実施できない場合

(2) 疾病の発生により、水槽内すべての魚類の殺処分が必要になった場合

(3) その他、水産試験場長が必要と認めた場合

5 その他

この規程に定めるもののほか、施設使用に必要な事項は、水産試験場長と企業の代表者が協議して決定する。

(附則)

1 本基準は令和4年1月2日から施行する。